

令和3年第1回北本市議会定例会請願文書表

受 理 番 号	議請第3号
受 理 年 月 日	令和3年2月12日
件 名	「核兵器禁止条約に署名・批准することを求める意見書」 の国会提出を求める請願
請願者の住所 及び氏名	北本市下石戸下603-10 新日本婦人の会北本支部 支部長 柳 葉子 北本市下石戸下599-5 北本9条の会 杉田仙太郎 他295人
請 願 の 趣 旨	別記のとおり
紹介議員氏名	湯沢美恵、中村洋子

【請願趣旨】

日本は「二度と戦争の惨禍を繰り返さない」ことを誓った日本国憲法のもと、平和な社会を維持してきました。そして、唯一の戦争被爆国の国民として、被爆者の方々を中心に「核兵器のない世界」の実現のために平和運動を続けてきました。そして、ついに2017年7月7日、国連において122か国の賛成によって「核兵器禁止条約」が採択され、昨年10月24日、発効に必要な50か国の批准を達成し、今年1月22日に核兵器禁止条約が発効しました。

この条約は、核兵器の使用はもちろん、製造も貯蔵も移動も禁止しています。また、核兵器の使用による威嚇も禁止しています。この条約は、紛争を戦争にせず、平和的に解決することを求める、多くの人々の願いが実ったもので、人類の歴史を、戦争のない世界へと導く画期的な力を持つものです。人類は、生物兵器・化学兵器について、使用・開発・生産・保有を条約、議定書などで禁じてきました。今回、核兵器を違法とする初の国際条約ができたことにより、自国の「安全保障」を理由に核兵器を持ち続けることは正当化できなくなります。

北本市は1986年6月市議会において、世界連邦平和都市宣言、北本市非核平和都市宣言を全会一致で決議しました。また、2017年12月には、「核兵器禁止条約に早期に批准できるよう努力することを求める意見書」を全会一致で可決し、国に送付しています。

日本政府は、「保有国と非保有国を分断するもの」として、核兵器禁止条約に反対してきました。しかし、唯一の戦争被爆国である日本が条約に背を向けていることに、核兵器のない世界を願う多くの人々から、失望の声があがっています。世論調査（毎日新聞2020年11月8日）でも7割の国民が、日本は核兵器禁止条約に参加すべきだとしています。条約が成立した今こそ、

日本政府が核兵器のない世界の実現のために、国際社会において積極的役割を果たすことが求められています。

以上のことをふまえて、北本市議会として、衆参両院議長および内閣総理大臣に意見書を提出いただくようお願いいたします。

【請願事項】

2017年7月7日に国連で採択され、2021年1月22日に発効した核兵器禁止条約に、日本政府も署名・批准するよう求める意見書を提出して下さい。

議提第3号

核兵器禁止条約に署名・批准することを求める意見書

会議規則第14条の規定により、核兵器禁止条約に署名・批准することを求める意見書を次のとおり提出する。

令和3年3月24日 提出

提出者	北本市議会議員	湯 沢 美 恵
賛成者	北本市議会議員	中 村 洋 子
賛成者	北本市議会議員	村 田 裕 子
賛成者	北本市議会議員	金 森 すみ子
賛成者	北本市議会議員	今 関 公 美
賛成者	北本市議会議員	桜 井 卓
賛成者	北本市議会議員	日 高 英 城
賛成者	北本市議会議員	工 藤 日出夫

北本市議会議長 滝 瀬 光 一 様

核兵器禁止条約に署名・批准することを求める意見書

日本は「二度と戦争の惨禍を繰り返さない」ことを誓った日本国憲法のもと、平和な社会を維持してきました。そして、唯一の戦争被爆国の国民として、被爆者の方々を中心に「核兵器のない世界」の実現のために平和運動を続けてきました。そして、ついに2017年7月7日、国連において122か国の賛成によって「核兵器禁止条約」が採択され、昨年10月24日、発効に必要な50か国の批准を達成し、今年1月22日に核兵器禁止条約が発効しました。

この条約は、核兵器の使用はもちろん、製造も貯蔵も移動も禁止しています。また、核兵器の使用による威嚇も禁止しています。この条約は、紛争を戦争にせず、平和的に解決することを求める、多くの人々の願いが実ったもので、人類の歴史を、戦争のない世界へと導く画期的な力を持つものです。

核兵器は、それが使われれば、人類の生存をも脅かしかねません。国際社会は、生物兵器・化学兵器について、使用・開発・生産・保有を条約、議定書などで禁じてきました。今回、核兵器を違法とする初の国際条約ができたことにより、自国の「安全保障」を理由に核兵器を持ち続けることは正当化できなくなります。

よって、日本の政府が、核兵器禁止条約に署名・批准し、核兵器のない世界の実現のために、国際社会において積極的役割を果たすことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣